

すべての児童養護施設から



暴力と性暴力 をなくせ

★児童養護施設は無法地帯？

これは、数年前に児童養護施設を退所した複数の児童の証言の一部です。いまもなお、このような児童養護施設が存在します。彼らは、「20歳になったら、施設を相手に訴訟を起こしたい」と怒りを込めて語ってくれました。

真夜中に「集合！」という上級生の声が耳元で聞こえた。「またか…」その号令の合図は、下級生の中で瞬く間に伝言される。眠たい目をこすりながら宿直職員に見つからないように、上級生の部屋に行った。そこで全員が正座させられて、「説教」が始まった。

「今日、俺の財布から金が盗られた、だから犯人を見つける」だが、誰もが口を閉ざしていた。怒った上級生は「全員が連帯責任を取れ」といって、その場で全員が殴られ、小遣いを巻き上げられた。

野球の練習後、職員が帰った後、下級生はずらりと整列させられ硬式テニスボールを至近距離から力いっぱいぶつけられていました。もちろん逃げることはできませんでした。

この施設は小学三年から野球の練習に強制参加しなければならなかった。僕は運動が苦手なエラーするたびに上級生から殴られていた。もう野球なんか大嫌いでした。

野球のことで職員に相談したら、「エラーする君が悪い」といって取り合ってもらえなかった。また、児童相談所の年1回の聞き取り調査の時に、児童間暴力があることを何度も訴えたが、改善してもらえなかった。

上級生にコンビニにいったお菓子を買ってくるように命じられたので、「おカネを下さい」というと「これがお金じゃ」といって、「1000円」と書いた紙を手渡された。

選択肢は3つ。①自分のお小遣いで買ってくる。②万引きをする。③何も買わず先輩に殴られる。

僕は、店に行くと紙切れの千円札を「これで買えますか?」と言って店員に手渡し、走って逃げた。

俺は、力が弱かったからいつもいじめられていた。一番恐怖心を感じたのは、上級生にロッカーに閉じ込められたこと。

そこに入れられたら、泣くまですっと入れられる、真っ暗で怖くて仕方なかった。

僕は、段差のあるところから、上級生に足をつかまれて下に落とされて骨折しました。しかし、職員には黙っていました。なぜならば、上級生の仕返しが一番怖いからです。

上級生からモデルガンで射撃的にされて背中が青染みだらけになった。病院にいったけど、その後も同じことがなんどもあった。

不定期にケンカ祭りがあった。下級生同士が殴り合いをして相手をぶん殴り、倒れるまでやった。手を抜くと、上級生からぶん殴られるので無我夢中だった。

勝った者は、次の勝った者同士と殴り合いをしなければならなかった。最後は上級生と殴り合いをしなければならず、もうトラの檻に入れられた感じで、もうどうでもいいや…という無気力状態だった。力の差は歴然としているのに上級生は容赦なく殴ってきた。

夜中に男子中学生が男子高校生に呼び出され、女子中学生への性暴力(レイプ)をスケッチするように強要された。適当に描いて「まじめに描け!」と殴られた子がいた。

俺は、女子中学生の呼び出し役で、職員に見つからないように男子の部屋に連れて行った。押し入れには3人の女子が入っていた。女の子も殴られるのが怖いので従っていたけど、泣いていた。終わったあとも見つからないように部屋に連れて行くのも俺の役目だった。

★過去にも児童間暴力・性暴力はたくさんあった

先の証言は、特殊な事例ではありません。過去のマスコミ報道でも、たくさんの児童間暴力・性暴力が表ざたになっています。(※これは一部です。詳細はHPまで)

ある中規模の児童養護施設で、施設内虐待が明らかになった。我々のバックアップのもと、園長みずから積極的に調査に取り組んだ。一人ひとりに聞き取りをして明らかになったことであるが、驚いたことに、35人程度の施設入所児の中で、性的な被害も加害もない子は実に2名のみであった！ 関連図を見ると、すべての組み合わせ、男の子から男の子、男の子から女の子、女の子から女の子、女の子から男の子への性加害があった。

これは決して施設のみ責任ではない。性的虐待を受け、それをきちんと把握されていなかった子どもが入所し、その子から被害を受けた子どもが年長になると、より年少の入所児に今度は加害をするという連鎖が繰り返されたのである。
※杉山登志郎著「子ども虐待という第四の発達障害」より

生後4ヶ月で乳児院に入所し、3歳で養護施設入所した少年が、東京都の児童養護施設で性暴力や暴力を受け続け、中卒で施設を退所。その3年後に「女子大生暴行殺人事件」を起こした。昭和59年3月15日地裁で無期懲役判決・ほかに、被告が小学2年生になったとき、入所して一ヶ月も経たない三歳児が中三の部屋長に殴る蹴るのリンチを受けて死亡している。また、「性器舐め」と称する児童間性暴力もあった。
※横川和夫著「荒唐のカルテ—少年鑑別番号1589」より

昭和57年8月7日、岡山県岡山市の児童養護施設で、6歳の女の子が、6人の児童から集団暴行を受け、死亡。一審は岡山市に賠償責任なしと棄却したが、高裁で和解を勧告され、370万円で和解した。
※倉岡小夜著「和子6才いじめで死んだ」より

平成12年8月7日高知県中部にある児童養護施設で、入所する児童、生徒の間に性的な非行があることが分かり、高知県は7日、施設側の管理体制に不備があるとして、立ち入り調査をした。この施設では、1998年にも中高生が同様の非行を繰り返していたことが発覚。県が宿直体制の見直しなど再発防止策を指導していたが、再び同じ問題が起き、立ち入り調査に踏み切った。
※共同通信より

平成13年2月24日沖縄県県内の児童養護施設で入所する男子高校生(当時16)が入所者の小学生にわいせつな行為を強要する性的虐待が発生していたことが23日までに分かった。被害は1999年1月から7月までで、被害者は小学生ばかり5人に上った。施設は加害者を翌年春に退所させた。報告を受けた県の児童相談所は施設に改善を指導した。
※琉球新報より

★なぜ、児童間暴力・性暴力を含めた施設内虐待が放置されるのか？

千葉県の子供養護施設「恩籠園」では、子どもたちが施設を脱走し、各地の児童相談所に駆け込み、施設長の虐待を訴え、それをマスコミが大きく取り上げることで、問題が表面化しました。しかし、過去において、実習生が指導教授に恩籠園の児童虐待を訴えても、大学の実習先が無くなるなどの理由で、大学の教員が実習生の口を封じることもありました。

また、児童相談所や県児童家庭課が、度重なる虐待通報や子ども自身の手紙を放置したのは、政治家の関与がうわさされていました。

岡山県津山市の児童養護施設「津山二葉園」では、施設長による子どもたちへの内職などの労働の強制や職員による暴力を、児童相談所に訴えていました。内職を強制した証拠写真だけでなく、園長の虐待の様子を録音したカセットテープまで提出したにもかかわらず、「私たちにはどうすることも出来ない」と児童相談所の職員が対応しませんでした。ここでも、ある有力な国会議員・県会議員の関与がうわさされていました。

★子ども間の暴力・性暴力を見てみぬ振りする職員

養護施設の夜間の宿直体制が職員1人であるところが少なくありません。平均60人の男子・女子がいる養護施設で、夜間、たった一人の職員の宿直では、何もおきない方がおかしいです。時間を決めた見回りは、その見回り時間を避けた児童間暴力・性暴力を発見・防止できません。

また、女性職員が男子寮の見回りをする際、暴力やレイプ被害の危険のある施設もあり、女性職員の安全も脅かされます。子どもたちの部屋から遠くはなれた宿直室にこもり、一切見回りをしない職員もいます。職員のいない夜間は、無法地帯化する危険性があります。

★施設を出た後、施設内暴力・性暴力のトラウマを抱えたまま自立できるのか？

児童養護施設を出た後、精神病やうつ病を発症する卒園生が少なくありません。ある自立援助ホームでは、入所女性が「養護施設にいたとき、他の子どもから集団レイプを受けた」と告白しています。

異性間レイプによる被害も問題ですが、同性による性暴力も、性アイデンティティを混乱させ、自身の性を否定させます。同性に対する恐怖から、同性グループから孤立しかねません。

暴力・性暴力の蔓延する環境を生き抜いても、心を病んだり、PTSDを発症したりと、自立どころの話ではありません。施設で大人(職員・児童福祉司)に訴えても助けてもらえなかった経験は、人間

不信となり、一般社会への信頼を大きく失わせます。無事生き延びたとしても、結婚し、子どもが生まれたときに、子育てに大きなリスクが生じます。施設内暴力・性暴力は、子どもたちの未来まで壊します。

★なぜ、卒園生は施設内暴力・性暴力を語れないのか？

性暴力の被害を癒すには、正しい性知識と過去のトラウマの整理、安心して語れる相手が必要です。孤立しがちな卒園生たちは、誰にも語れずに生きています。施設での性被害を語るのは、自身の弱さをさらけ出すことになり、心が過去に戻されることになります。

また、被害を語るには、加害にも向き合う必要がでてきます。施設内の暴力・性暴力連鎖により加害者となったものは、被害と加害の意識にがんじがらめになり、なかなか語れるものではありません。

なかには、「やんちゃやった」と、加害を矮小化したり、「施設で殴られたおかげで根性がついた」と、殴られ、殴った過去を正当化し、暴力団の構成員になった卒園生もいます。「施設を出たら、男はやくざ、女は水商売」という言葉が死語になっていない現実があります。

★児童間暴力・性暴力を見過ごすことは被措置児童等虐待

平成 20 年 11 月 26 日、施設内虐待の防止などを盛り込んだ「改正児童福祉法」が参院で反対ゼロの全会一致で成立し、平成 21 年 4 月より施行されました。

- ①社会的養護の対象児童（被措置児童）への虐待を「**被措置児童等虐待**」と定義し、児童養護施設などの施設内虐待だけではなく、里親家庭、児童相談所の一時保護所などの児童虐待も対象。
- ②虐待の定義
 - 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
 - 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、**同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置**その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。（※注 児童間暴力・性暴力を放置することは虐待と定義）
 - 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ③前記虐待以外に、被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止。
- ④施設内虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない。
- ⑤施設内虐待の通告をした場合は、虐待防止法の通告をする必要はない。
- ⑥通告は、秘密漏示罪・守秘義務に関する法律で妨げられない。
- ⑦施設職員等は、通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- ⑧届出を受けた行政の職員等は、通告又は届出をした者を特定させる情報を漏らしてはならない。
- ⑨必要な場合は、児童の状況の把握、他の児童の保護を図るための適切な措置を講ずる。
- ⑩都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、講じた措置などを公表する。
- ⑪施設内虐待の事例の分析を行うとともに、予防及び早期発見のための方策、適切な対応方法についての調査及び研究を行う。

★すべての児童養護施設から「暴力・性暴力」をなくせ

児童養護施設における児童間暴力は、長い間、隠蔽されてきました。施設職員の自主研修では、児童間における「性器なめ」という養護施設の子どもの困った伝統としか捉えず、児童間性暴力としての認識も無く、当然、その対応がとられることもありませんでした。先進的とされる施設でも、CAPプログラムの導入や性教育の実施を行う程度で、養護施設における「性器なめ」は、力の強い児童から弱い児童への性暴力であるとの認識がありませんでした。

施設に内在する暴力（性暴力含む）は、「職員から子どもへの暴力」「子どもから子どもへの暴力」「子どもから職員への暴力」の3方向の暴力があり、その全ての暴力をなくし、養護施設を「安全」で「安心」して生活できる環境にするという活動に取り組んでいる施設もあります。

全ての施設が、児童間の暴力・性暴力を放置しているわけではありません。児童間暴力・性暴力のリスクを正しく理解し、その防止に正面から取り組んでいる施設もあります。

残念ながら、子どもたちは、そのような暴力のない施設を選ぶことができません。仮に、（本当に仮にです）99の施設に暴力・性暴力が無かったとしても、残りの一つの施設で暴力・性暴力にさらされている子どもには、なんの慰めにも、救いにもなりません。全ての施設から暴力・性暴力を一掃しなければ、子どもたちが救われることはありません。

★レイプ加害者とレイプ被害者が同じ施設で生活できるのか

児童間の暴力の中で、性暴力については、より厳格な取り組みが必要です。特にレイプ加害については、加害者にどんな事情や過去があろうと、許されるものではありません。

レイプ加害については、たったの一度であっても、加害者を別の施設に移し、被害者の安全、安心を確保する必要があります。レイプ加害者と被害者が同一施設で生活し続けるのは、被害者への配慮を欠くだけでなく、たとえ、被害者を治療したとしても、その効果が現れないものです。

★児童養護施設の子どもの安心と安全を守るのは、国と自治体の責務である

愛知県東海市の民間児童養護施設・暁学園で1998年、入所中の少年から集団暴行され、障害が残ったのは事件発生を防ぐための安全配慮義務を怠ったためとして、被害者の少年(15)が、施設と県を相手に約5,600万円の損害賠償を求めた訴訟がありました。

名古屋地裁は、愛知県へ約3,375万円の支払いを命じましたが、名古屋高裁は、愛知県と暁学園の双方に連帯して賠償を命じました。最高裁は、施設職員をみなし公務員とし、施設には賠償責任はなく、愛知県のみを支払を命じる判決を出しました。

全ての児童養護施設から、職員・子どもの暴力・性暴力をなくすのは、最高裁判決からも国・都道府県政令市の責務です。

子どもたちが安心して、安全な環境で育つためにも、私たちは、以下のことを求めます。

★私たちの要求するもの

- ・ 児童養護施設に於けるすべての暴力を許さない体制をつくり、安全・安心な生活の場とすること
- ・ すべての児童養護施設の子どもへの聞き取り調査を即刻行うこと
- ・ 聞き取り調査は、導入当初は毎月行うこと
- ・ 児童養護施設を被虐待児の治療施設として小規模化し、十分な人員を配置すること
- ・ 乳幼児及び要養護児童は、原則里親委託とすること
- ・ 暴力・性暴力を受けた子どもへの早急な治療と補償を行うこと
- ・ 施設内で暴力・性暴力を受けた子どもが卒園した後も、治療を継続すること
- ・ かつて児童養護施設で生活していた卒園生たちへの追跡調査及び聞き取り調査を行い、過去の被害を明らかにし、被害を受けた者への治療と補償を行う事
- ・ 国連「子どもの代替的養護に関するガイドライン」を遵守し、日本語訳を広報すること
- ・ 施設内暴力・性暴力に関する時効を廃止すること

2010年10月10日

施設内虐待を許さない会 (E-mail STOP@yogo-shisetsu.info)

※ 施設内虐待を許さない会の前身は、児童養護施設「恩籠園」の虐待事件の解決のために結成された市民団体「恩籠園の子どもたちを支える会」です。恩籠園事件が一区切りつき、全ての児童養護施設の虐待防止のために名称を変え、活動を続けています。

※カンパのお願い

施設内虐待の防止キャンペーンのチラシを作成したり、施設内虐待の防止や摘発に取り組む職員を応援するために、さまざまな経費がかかります。当会の活動趣旨に賛同できる方は、ぜひとも、カンパをお願いいたします。 郵便振替 00190-3-168955 施設内虐待を許さない会

